

証券コード 1768
2024年6月3日

株 主 各 位

兵庫県高砂市曾根町2257番地の1

株式会社 ソネック

代表取締役社長 山 本 貴 弘

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sonec-const.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ソネック」又は「コード」に当社証券コード「1768」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時）までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県高砂市曾根町2276番地
当社 志友館3階 ときめきホール
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3)インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 株式数
○○○○ 印中
×××年 ×月×日
スマートフォン用
議決権行使
用紙
見本
QRコード

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

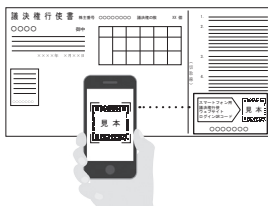
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

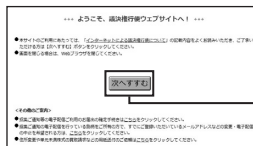
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使
コード」を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの脱却に伴う内需の拡大や、インバウンド需要の増加などを受け、国内の景気は緩やかに回復し、建設需要も堅調に推移し、一定の景況感の回復は見られたものの、ロシア・ウクライナ戦争の長期化や中東情勢の混乱、さらには米国金利の上昇など、多くの外的マイナス要因が重なったことから、為替の不安定化やサプライチェーンの脆弱化を招き、わが国における著しい円安や物価の上昇を引き起こしました。結果的に、期待されていた個人消費、設備投資ともに力強さに欠け、脱コロナを原動力とする景気回復は緩やかなものとなりました。

建設業界におきましては、公共建設投資は防災・減災、国土強靱化を基礎とし、インフラの老朽化に対する維持・更新、および予防保全型メンテナンスなどが積極的に実施されており、民間建設投資におきましても、政府の省エネキャンペーンによる補助金政策等から、快適な居住環境や省エネルギー対策への関心が高まり、既存建物の改装・改修を中心に堅調に推移しました。しかし、人手不足や資材価格の高騰による建設コストの高止まりは依然続いており、今後の業況は不透明感が払拭しきれない状況となっております。

一方、運輸業界におきましては、2024年問題へ向け、適正単価の確保に向けた値上げや生産性向上を進めており、荷動きの回復に伴い業績の改善が見られました。

このような状況の下で、当社グループは主力たる建設事業について、採算面の確保にも努力しつつ、受注獲得に全社をあげて邁進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における建設事業の受注高は、前期比3.7%減の171億45百万円となりました。

売上高につきましては、建設事業における施工進捗は一部工事の着工遅れにより前年実績を10.6%下回り、運輸事業においては前年を若干上回る積載実績を確保し

ました。その結果、売上高は10.3%減の161億79百万円となりました。

一方、利益につきましては、建設事業において完成工事総利益率が前期比3.1ポイント低下し、運輸事業では26百万円の増益となったため、当連結会計年度の営業利益は前期比6億90百万円減の2億49百万円、経常利益は前期比6億86百万円減の3億17百万円、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても前期比5億43百万円減の1億44百万円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

建設事業

建設事業の受注高171億45百万円の工事別内訳は、建築工事が93.8%、土木工事が6.2%、発注者別内訳では、官公庁工事が12.2%、民間工事が87.8%となりました。

完成工事高は、前期比10.6%減の159億25百万円となりました。その工事別内訳は、建築工事が91.0%、土木工事が9.0%、発注者別内訳では、官公庁工事が14.1%、民間工事が85.9%であります。

次に、完成工事総利益につきましては、前期比41.8%減の9億27百万円となりました。

運輸事業

運輸事業の売上高は、前期比9.2%増の2億53百万円となりました。また、運輸事業総利益は、前期比104.9%増の52百万円となりました。

当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度 受 注 高	当連結会計年度 売 上 高	次連結会計年度 繰 越 高	
建設事業	建 築	13,707	16,086	14,491	15,302
	土 木	1,346	1,059	1,434	971
	計	15,053	17,145	15,925	16,273
運 輸 事 業	—	—	253	—	
合 計	15,053	17,145	16,179	16,273	

- ② 設備投資及び資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

建設事業を取り巻く環境は公共工事、民間投資ともにほぼ横ばいの水準で推移すると見られる一方、時間外労働の上限規制、いわゆる「2024年問題」に直面し、これに伴う人手不足による人件費高騰と、建設資材や原材料の価格上昇はより一層、深刻化する恐れがあります。

適正工期での受注に加え、労務管理、労働生産性の向上や省力化など、全社で労働環境の改善に向けて取組めます。

また、人材採用、人材教育を今後も重要施策と捉え、若年層社員への資格取得奨励を続けるとともに、奨学金返済支援など、安心して業務に取り組める労働環境を整備して参ります。

このように、今後の当社グループを取り巻く事業環境は不透明感が払拭しきれない状況ではございますが、各課題に対して衆知を結集して施策に取り組む一方、前年からの繰越工事高が堅調に推移していることを鑑み、来期の経営成績においては堅調に推移するものと見込んでおります。

採算性に注視しつつ、全社の消化体制や協力工事会社などサプライチェーンの状況も考慮しながら、慎重に受注判断を続けてまいります。

建設事業におきましては、最終的な受注金額は進行中の工事、業務の進捗状況も考慮いたしますが、潜在的な生産能力も精査する必要があるため、双方のバランスを見ながら収益極大化に努め、企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、当社事業に対して、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第81期 (2021年3月期)	第82期 (2022年3月期)	第83期 (2023年3月期)	第84期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
受 注 高	17,186	17,110	17,810	17,145
売 上 高	16,298	17,158	18,039	16,179
経 常 利 益	1,269	1,164	1,003	317
親会社株主に帰属する 当期純利益	866	800	688	144
1株当たり当期純利益	118円17銭	109円36銭	94円29銭	19円84銭
総 資 産	11,257	11,290	11,546	11,617
純 資 産	7,596	8,113	8,649	8,709

(注) 1株当たり当期純利益の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ケミカル運輸株式会社	50百万円	100%	一般貨物自動車運送 及び貨物運送取扱事業
株式会社SUKOYAKA	40百万円	100%	メンテナンス事業及び建設事業等

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

会 社 名	事 業	事 業 の 内 容
当 社	建設事業	建築、土木並びにこれらに関連する事業
	不動産事業	不動産の賃貸及び仲介事業
ケミカル運輸株式会社	運輸事業	一般貨物自動車運送及び貨物運送取扱事業
株式会社SUKOYAKA	建設事業	メンテナンス事業及び建設事業等

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

会社名	営業所
当社	本社 兵庫県高砂市
	支店 名古屋支店 (名古屋市) 大阪支店 (大阪市) 神戸支店 (神戸市) 姫路支店 (兵庫県姫路市)
ケミカル運輸株式会社	本社 兵庫県高砂市
	営業所 山口営業所 (山口県熊毛郡平生町)
株式会社SUKOYAKA	本社 兵庫県神戸市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
128 (31) 名	1名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
113 (25) 名	2名増 (2名減)	41.5歳	14.9年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,305,369株（自己株式194,631株を除く。）
- ③ 株主数 6,714名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
富士京不動産株式会社	2,618	35.84
ソネック取引先持株会	807	11.06
ソネック社員持株会	291	3.99
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	124	1.70
株式会社みなと銀行	100	1.37
株式会社三井住友銀行	100	1.37
渡 邊 弘	89	1.22
株式会社海老名組	85	1.16
山 本 組 子	80	1.10
ヤング開発株式会社	71	0.97

- (注) 1. 当社は、自己株式を194,631株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
福島孝一	取締役会長	—
山本貴弘	代表取締役社長	—
香西利計	取締役（営業部長）	—
岡本悦生	取締役（名古屋支店長）	—
大内豊範	取締役	—
高士薫	取締役	—
川崎博也	取締役	—
村上一彦	常勤監査役	—
小野邦久	監査役	—
園尾善雄	監査役	—

- (注) 1. 取締役 高士薫氏及び川崎博也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小野邦久氏及び園尾善雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 高士薫氏、監査役 園尾善雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役 村上一彦氏は、長年当社の建設業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と専門能力を有しており、建設業における財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2023年6月23日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって任期満了により久英之氏及び尾野俊二氏は監査役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	48,861千円 (3,091千円)	48,861千円 (3,091千円)	— (—)	— (—)	7名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,379千円 (3,191千円)	11,379千円 (3,191千円)	— (—)	— (—)	5名 (4名)
合 計	60,240千円	60,240千円	—	—	12名

(注) 1. 上表には、2023年6月23日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役2名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第65期定時株主総会において、年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

また、同枠範囲内で、2014年6月25日開催の第74期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額6,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第51期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

また、同枠範囲内で、2014年6月25日開催の第74期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額6,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 支給額には、当事業年度に係る以下の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

取締役 6,126千円(うち社外取締役 211千円)

監査役 909千円(うち社外監査役 221千円)

6. 上記のほか、2023年6月23日開催の第83期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を以下のとおり支給しております。

監査役 2名 1,408千円

7. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、代表取締役社長山本貴弘に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の配分内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また業績との連動を強化し、株主利益も勘案した報酬体系とし、個々の取締役の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみの構成とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績・経営貢献度を踏まえた基本報酬の額とする。上記の委任を受けた代表取締役社長は、適切に行使し決定しなければならないこととする。

8. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長山本貴弘に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の配分内容の決定を委任しております。

なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会が当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等に内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高 士 薫	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、メディア・関連事業全般にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜発言し、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 川 崎 博 也	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜発言し、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役 小 野 邦 久	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、法令遵守の観点から常に注意喚起の発言をいたしております。また、監査役会においても、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。
監査役 園 尾 善 雄	当事業年度に開催された就任以降の取締役会5回のうち4回に、また、監査役会5回のうち4回に出席いたしました。出席した取締役会において、法令遵守の観点から常に注意喚起の発言をいたしております。また、監査役会においても、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社では、「企業グループ行動規範」の指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。
 - ロ. 代表取締役社長は、取締役会を自由、闊達を旨として運営し、取締役、監査役の意見を十分聴取して決議を図るなど、取締役会に求められている機能を最大限活用する。
 - ハ. 取締役会は、取締役会付議・同報告基準及びその他の社内規程を整備し、各取締役はそれらの規程に則り業務を執行し、必要に応じて取締役会に議案を諮り、又は報告すべき事項を適時、適切に報告する。
 - ニ. 社内規程の整備により、各部門、各職位における業務分掌と各職位に応じた責任と権限を明確にし、併せて、部門間、職位間の相互牽制機能が働く制度を確立することにより、法令及び定款に適合する体制を構築する。
 - ホ. 内部監査部門が社内規程、関連法令等の遵守状況を定期的に、又は必要に応じて監査し、問題があれば取締役会で検討のうえ是正措置を講じる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会資料、その他職務執行に係る重要な情報は、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる体制にする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 法令違反リスクについては、行動規範及び営業活動遵守基準を制定し、規程の遵守を徹底させることによりリスク発生の防止に努める。
 - ロ. 業務遂行上の想定されるリスクについては、業務関連規程で対応策を定め、規程を遵守することにより各種リスク発生の事前防止とリスク発生時の損失最小化に努める。
 - ハ. 突発的なリスクの発生時又は発生のおそれがあるときは、取締役会で対応責任者となる取締役を定め、速やかに対応措置を講じるものとする。

- ニ、監査室は、当社及び当社子会社に対する年間監査計画に基づき業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ、重要事項の決定には、その都度取締役会を開催し十分な議論を尽くしたうえで決議することにより、重要事項の経営判断について、多面的な検証と迅速な意思決定を行う。
- ロ、執行役員制度を採用し、取締役会の活性化と業務執行機能の強化を図る。
- ハ、予算管理制度により各部門の業務執行が効率的に行われる体制を構築し、取締役会が予算・実績を月次で管理することにより、その進捗状況を検証し、必要に応じて改善策を実施する。
- ⑤ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ、子会社の経営については自主性を尊重しつつも、定期的に事業内容を報告させるとともに、重要案件については当社と事前協議を行う体制とする。
- ロ、監査室は、子会社を担当する部署と十分な情報交換を行いつつ、子会社に対し業務監査を実施する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を求めた場合における、当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ、監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査目的に必要な使用人を配置する。
- ロ、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性については、監査室担当者は、その補助業務に関して監査役の指揮命令下で遂行することとし、人事異動、人事考課は監査役の同意を必要とすることにより、実効性及び独立性を確保する。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び監査役への報告に関する体制
- イ、当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び法令違反、定款違反があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ロ、監査役に報告・情報提供を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- ⑧ 当社監査役の職務の遂行について生ずる費用の処理に関する事項
監査役の職務を遂行するうえで必要な費用は会社が負担するものとし、その費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
 - ロ. 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、その基本方針に基づき具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないか断続的に評価しております。また、経営管理部及び監査室が中心となり、当社及び当社子会社の各部門に対して、内部統制システムの重要性と法令遵守に対する意識づけを行い、当企業グループ全体を統括、推進させております。

(注) 本事業報告は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 現 金 預 金 完成工事未収入金等 未成工事支出金 材 料 貯 蔵 品 そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 ・ 構 築 物 機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品 土 地 無 形 固 定 資 産 投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 会 員 権 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	流 動 負 債 工 事 未 払 金 等 未 払 法 人 税 等 未 成 工 事 受 入 金 完成工事補償引当金 工 事 損 失 引 当 金 賞 与 引 当 金 そ の 他 固 定 負 債 役員退職慰労引当金 退職給付に係る負債 訴 訟 損 失 引 当 金 そ の 他 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計 負 債 及 び 純 資 産 合 計
9,352,543	2,558,103
2,657,975	1,799,921
6,455,067	11,760
1,588	343,252
1,467	61,000
287,613	130,500
△51,170	79,200
2,265,311	132,470
1,324,162	350,131
395,450	43,829
57,171	187,762
871,540	100,920
31,529	17,619
909,619	2,908,235
647,098	8,401,783
102,919	723,000
131,369	477,001
74,407	7,321,266
△46,175	△119,484
11,617,855	307,836
	307,836
	8,709,619
	11,617,855

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

売 上 高	15,925,939	
完成工事高	253,811	16,179,751
運輸事業売上高		
売 上 原 価		
完成工事原価	14,998,770	
運輸事業売上原価	201,569	15,200,339
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	927,168	
運輸事業総利益	52,242	979,411
販売費及び一般管理費		730,115
営業利益		249,295
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	18,854	
受取賃貸料	49,454	
業務受託料	1,090	
売電収入	1,856	
その他	4,471	75,757
営業外費用		
賃貸費用	5,870	
売電費用	1,029	
その他	386	7,286
経常利益		317,766
特別利益		
固定資産売却益	4,132	4,132
特別損失		
固定資産除却損	0	
訴訟損失引当金繰入額	100,920	100,920
税金等調整前当期純利益		220,978
法人税、住民税及び事業税	135,789	
法人税等調整額	△59,764	76,024
当期純利益		144,953
親会社株主に帰属する当期純利益		144,953

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	723,000	477,001	7,395,474	△119,484	8,475,990
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△219,161		△219,161
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			144,953		144,953
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△74,207	-	△74,207
当 期 末 残 高	723,000	477,001	7,321,266	△119,484	8,401,783

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	173,394	173,394	8,649,385
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△219,161
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			144,953
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	134,441	134,441	134,441
当 期 変 動 額 合 計	134,441	134,441	60,234
当 期 末 残 高	307,836	307,836	8,709,619

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 ケミカル運輸株式会社
株式会社SUKOYAKA

主要な非連結子会社の名称

SONEC VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社の名称

SONEC VIETNAM CO., LTD.

(持分法を適用しなかった理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 未成工事支出金

個別法による原価法

- ・ 材料貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	30～47年
----	--------

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ニ. 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

ホ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ヘ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

ロ. 収益及び費用の計上基準

当社の建設事業における履行義務は主に請負契約に基づく建設工事の施工及び完成であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわた

り収益を認識する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を 認識する方法による完成工事高	15,636,222千円
工事損失引当金	130,500千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ、算出方法

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額、決算日における進捗度の各要素に基づき、工事原価総額を基礎として期末までの実際工事原価に応じた進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算定しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、工事損失引当金は、工事原価総額が工事収益総額を超過すると見込まれる場合に、その超過すると見込まれる額（工事損失）のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を計上しております。

ロ、主要な仮定

工事収益総額は、工事の設計変更等に対する対価の合意が契約書等によって適時に確定しない場合、指図を受けた変更工事等の内容に基づき対価の見積りを行っております。工事原価総額は、工事内容の変更や工事進捗に伴う個別のリスク要因等を考慮し見積りを行っております。これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しを行っております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末の繰越工事高は16,273,700千円であり、主要な仮定に変動が生じた場合、翌連結会計年度の完成工事高や工事損失引当金の計上に影響を与える可能性があります。

(2) 訴訟損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
訴訟損失引当金 100,920千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

東日本高速道路株式会社が当社を相手方として提起した訴訟に関して、東京地方裁判所が当社に損害賠償額82,282千円及びその遅延損害金を東日本高速道路株式会社へ支払うよう命じた2024年2月16日の判決（以下、第一審判決という）に従い、当該訴訟に関して将来発生しうる損失の見積額として、第一審判決で言い渡された損害賠償額の全額及び連結貸借対照表日までの日数経過を勘案した遅延損害金の合計額を計上しております。

ロ. 主要な仮定

第一審判決後に当社及び東日本高速道路株式会社による控訴がなされており、連結貸借対照日においても係争中ではありますが、将来発生しうる損失金額の見積りにあたっては、最終的に東京地方裁判所の第一審判決を基にした内容で結審するものと仮定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の判決の内容により、翌連結会計年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

3. 追加情報

訴訟損失引当金

当社は、2019年10月31日付（訴状送達日：2019年11月23日）で東日本高速道路株式会社から損害賠償金の支払いを求める訴訟の提起を受け、その後、2024年2月16日付、東京地方裁判所において当社に対し、東日本高速道路株式会社へ損害金8,228万2,490円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。

当社は当該判決を不服として、2024年3月2日付で東京高等裁判所へ控訴しておりますが、当判決が一審判決どおりに確定した場合に備え、損害金及び遅延損害金1億92万800円を、訴訟損失引当金として固定負債に、訴訟損失引当金繰入額として特別損失にそれぞれ計上しております。

本件訴訟は、東日本高速道路株式会社が、当社に対し発注した遮音壁工事の透光性遮音板のひび割れについて、瑕疵担保に基づく損害賠償の支払いを要求したものであります。

当社は、訴訟におきまして、当社の施工に瑕疵がないという主張の正当性が受け容れられるよう主張していく方針であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産
現金預金 6,000千円

② 担保に係る債務
工事未払金等 3,592千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 621,798千円

(3) 完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

電子記録債権	103,300千円
完成工事未収入金	2,494,762千円
運輸事業未収入金	28,295千円
契約資産	3,828,708千円

(4) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額は以下の通りであります。

契約負債	343,252千円
------	-----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	7,500,000	—	—	7,500,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	194,631	—	—	194,631

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	219,161	30	2023年3月31日	2023年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219,161	30	2024年3月31日	2024年6月26日

6. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、設備資金・運転資金ともに銀行等金融機関からの借入による調達を行っておりません。一時的な余資は安全性の高い短期的な預金などに限定して運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

投資有価証券は主に、取引先企業ないしは取引銀行に関連する株式であります。上場株式については、毎月時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である工事未払金等については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、決済の流動性は確保されております。また連結売上高の最低10%相当以上の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の受注管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理し、回収懸念リスクの縮小化を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	642,198	642,198	—

- (注) 1. 「現金預金」「完成工事未収入金等」「工事未払金等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	4,900

3. デリバティブ取引

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	642,198	—	—	642,198
資産計	642,198	—	—	642,198

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2024年3月31日）
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当企業グループは、兵庫県その他の地域において、賃貸用等の土地を所有しております。

2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は43,584千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
318,560	－	318,560	730,360

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				合 計
	建設事業			運輸事業	
	建 築	土 木	計		
売上高					
民間	13,366,073	306,596	13,672,669	253,811	13,926,481
官公庁	1,125,612	1,127,658	2,253,270	0	2,253,270
顧客との契約から生じる収益	14,491,685	1,434,254	15,925,939	253,811	16,179,751
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	14,491,685	1,434,254	15,925,939	253,811	16,179,751

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項
 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ロ. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,500,749千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,494,762
契約資産(期首残高)	1,708,462
契約資産(期末残高)	3,828,708
契約負債(期首残高)	732,855
契約負債(期末残高)	343,252

契約資産は、顧客との工事契約について期末日時点で顧客に支配が移転した財又はサービスのうち、未請求工事施工高に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、工事請負契約書の定めに従い、契約内容に定められた時期に請求し、契約に定められた時期に受領しております。

契約負債は、主に、履行義務の充足にかかわらず収益を認識する、顧客との工事契約において支払条件上で、履行義務充足以上に工事代金を受け入れた場合の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、732,855千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が2,120,246千円増加した主な理由は、施工中の工事出来高の増加によるものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が389,603千円減少した主な理由は、期末近くで顧客との新たな契約が前期比減少したことによるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2024年3月31日時点で16,273,700千円であり、期末日後1年以内に約10,099,872千円が収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,192円22銭
 ② 1株当たり当期純利益 19円84銭

(注) 上記の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部	
流 動 資 産 現 金 預 金 電 子 記 録 債 権 完 成 工 事 未 収 入 金 未 成 工 事 支 出 金 材 料 貯 蔵 品 前 払 費 用 そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 ・ 構 築 物 機 械 ・ 運 搬 具 工 具 器 具 ・ 備 品 土 地 無 形 固 定 資 産 投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 関 係 会 社 株 式 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	8,908,055 2,305,840 103,300 6,262,852 1,397 283 1,734 283,647 △51,000 2,336,789 1,312,499 395,450 11,777 33,730 871,540 30,881 993,408 647,098 112,588 125,273 154,624 △46,175 11,244,845	
	流 動 負 債 工 事 未 払 金 未 払 金 未 払 費 用 未 払 法 人 税 等 未 成 工 事 受 入 金 預 り 金 前 受 収 益 完 成 工 事 補 償 引 当 金 工 事 損 失 引 当 金 賞 与 引 当 金 そ の 他 固 定 負 債 退 職 給 付 引 当 金 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 訴 訟 損 失 引 当 金 そ の 他 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 純 資 産 合 計 負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,415,638 1,692,382 25,219 41,403 2,113 343,236 26,783 4,335 61,000 130,500 75,000 13,663 337,877 175,507 43,829 100,920 17,619 2,753,515 8,183,493 723,000 477,001 472,625 4,376 7,102,976 114,000 6,988,976 6,752,500 236,476 △119,484 307,836 307,836 8,491,329 11,244,845

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

完成工事高		15,476,037
完成工事原価		14,592,370
完成工事総利益		883,666
販売費及び一般管理費		724,428
営業利益		159,238
営業外収益		
受取利息	98	
受取配当金	19,554	
受取賃貸料	52,874	
業務受託料	13,570	
受取出向料	37,037	
売電収入	1,856	
その他	4,168	129,161
営業外費用		
賃貸費用	6,561	
売電費用	1,029	
その他	380	7,972
経常利益		280,427
特別利益		
固定資産売却益	3,214	3,214
特別損失		
固定資産除却損	0	
訴訟損失引当金繰入額	100,920	100,920
税引前当期純利益		182,721
法人税、住民税及び事業税	123,080	
法人税等調整額	△59,867	63,213
当期純利益		119,507

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	723,000	472,625	4,376	477,001	114,000	6,302,500	786,130	7,202,630
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立						450,000	△450,000	-
剰余金の配当							△219,161	△219,161
当 期 純 利 益							119,507	119,507
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	450,000	△549,653	△99,653
当 期 末 残 高	723,000	472,625	4,376	477,001	114,000	6,752,500	236,476	7,102,976

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△119,484	8,283,146	173,394	173,394	8,456,541
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		△219,161			△219,161
当 期 純 利 益		119,507			119,507
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			134,441	134,441	134,441
当期変動額合計	-	△99,653	134,441	134,441	34,788
当 期 末 残 高	△119,484	8,183,493	307,836	307,836	8,491,329

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 未成工事支出金

個別法による原価法

ロ. 材料貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 30～47年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

⑤ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

当社の建設事業における履行義務は主に請負契約に基づく建設工事の施工及び完成であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 一定期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
一定の期間にわたり収益を
認識する方法による完成工事高 15,253,841千円
工事損失引当金 130,500千円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に記載したものと同一であります。
- (2) 訴訟損失引当金
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
訴訟損失引当金 100,920千円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に記載したものと同一であります。

3. 追加情報

訴訟損失引当金
連結注記表に記載したものと同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 383,699千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 2,532千円
- (3) 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は以下のとおりであります。
完成工事未収入金 2,464,253千円
契約資産 3,798,599千円
- (4) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。
契約負債 343,236千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
完成工事原価 38,178千円
販売費及び一般管理費 8,292千円
営業取引以外の取引による取引高 53,637千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	194,631	—	—	194,631

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	22,935千円
退職給付引当金	53,670千円
役員退職慰労引当金	13,403千円
投資有価証券評価損	52,604千円
ゴルフ会員権評価損	16,002千円
土地評価損	26,529千円
工事損失引当金	39,906千円
訴訟損失引当金	30,861千円
その他	40,819千円
繰延税金資産小計	296,731千円
評価性引当額	△95,297千円
繰延税金資産合計	201,434千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△76,161千円
繰延税金負債合計	△76,161千円
繰延税金資産の純額	125,273千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	資 本 金 (千円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有割合(%))	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼 任	事業上 の関係				
子会社	ケミカル運輸 株 式 会 社	50,000	一般貨物自動車運送及び貨物運送取扱事業	100.0 (一)	兼任 3名	—	業務受託料	5,520	—	—
							受取出向料	13,227	—	—
子会社	株 式 会 社 SUKOYAKA	40,000	メンテナンス事業及び建設事業等	100.0 (一)	兼任 1名	—	業務受託料	6,960	—	—
							受取出向料	23,810	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託については、当社が子会社の総務及び経理業務の全般を受託しており、受託料については、これらの役務を提供するために必要な全社費用のうち、子会社分として合理的な基準に基づき案分計算をし、決定しております。
2. 出向者の人件費については、当社における当該者の給与、賞与及び社会保険料等を勘案して合理的に見積もり、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,162円34銭
- ② 1株当たり当期純利益 16円36銭

(注) 上記の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類及び計算書類の金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社ソネック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 慶太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソネックの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 ソネック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 慶太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソネックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社ソネック 監査役会

常勤監査役	村 上 一 彦	Ⓔ
社外監査役	小 野 邦 久	Ⓔ
社外監査役	園 尾 善 雄	Ⓔ

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質強化の観点から内部留保に意を用いつつ、業績と配当性向などを勘案し株主の皆様へ安定配当を行うことを基本方針としており、剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

第84期の期末配当につきましては、上記の方針を踏まえ、株主の皆様の長年のご支援にお応えすべく、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式	1株につき金30円	総額	219,161,070円
--------	-----------	----	--------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	福島孝一 (1956年3月22日生)	1978年4月 当社入社 2003年10月 当社営業部担当部長 2004年6月 当社取締役営業担当 2005年4月 当社取締役営業部長 2006年6月 当社常務取締役営業部長 2008年6月 当社専務取締役営業部長 2012年1月 当社取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2015年12月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社取締役会長（現任）	17,000株
<p><取締役候補者とした理由> 福島孝一氏は、長年当社の経営にあたっており、会社の成長・発展に貢献してまいりました。入社以来、主に建築業務及び営業関連業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	山本貴弘 (1970年6月23日生)	1993年4月 当社入社 2015年4月 当社営業部次長 2018年4月 当社営業部担当部長 2019年4月 当社執行役員営業部長 2020年6月 当社取締役営業部長 2021年6月 当社常務取締役営業部長 2022年6月 当社代表取締役社長（現任）	10,100株
<p><取締役候補者とした理由> 山本貴弘氏は、入社以来、営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2022年6月の代表取締役社長就任以降、当社の経営にあたっており、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	こう 香 さい 西 とし 利 かず 計 (1971年9月10日生)	1994年4月 当社入社 2016年12月 当社大阪支店長 2017年4月 当社営業部次長兼大阪支店長 2019年4月 当社執行役員営業部部长 2021年6月 当社取締役営業部部长 2022年6月 当社取締役営業部部长(現任)	4,000株
	<取締役候補者とした理由> 香西利計氏は、入社以来、主に土木業務及び営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、営業部長として当社の営業部門を統括しており、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	おか 岡 もと 本 えつ 悦 お生 (1970年5月17日生)	1993年4月 大末建設(株)入社 2012年10月 当社入社 2016年10月 当社名古屋支店長 2020年6月 当社執行役員名古屋支店長 2022年6月 当社取締役名古屋支店長(現任)	3,000株
	<取締役候補者とした理由> 岡本悦生氏は、入社以来、主に営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2022年6月からは取締役名古屋支店長として名古屋支店を統括し、建設業界における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	おお 大 うち 内 とよ 豊 のり 範 (1972年7月24日生)	1995年4月 当社入社 2014年4月 当社建築部課長 2019年4月 当社名古屋支店次長 2020年4月 当社建築部次長 2020年6月 当社執行役員建築部部长 2022年4月 当社執行役員施工部長兼技術部長 2022年6月 当社取締役施工部長兼技術部長 2023年4月 当社取締役(現任)	8,400株
	<取締役候補者とした理由> 大内豊範氏は、入社以来、主に建築業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、当社の工事施工部門を統括し、2023年4月からは管理部門業務に携わり、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 高士薫氏及び川崎博也氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 高士薫氏及び川崎博也氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも2年となります。
 - (3) 当社は、高士薫氏及び川崎博也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、高士薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。高士薫氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 小野邦久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
※〈社外〉 <small>たま おか</small> 玉 岡 か お る (1956年11月6日生)	1989年6月 神戸文学賞受賞作にて文壇で作家活動 (現任) (受賞作『夢食い魚のブルー・グッドバイ』) 2008年4月 大阪芸術大学大学院教授(現任) 2009年10月 織田作之助賞(受賞作『お家さん』) 2012年4月 兵庫県教育委員 2014年4月 関西大学客員教授(現任) 2016年4月 (一財)本州四国連絡高速道路協会理事 (現任) 2017年4月 (公財)坂田記念ジャーナリズム振興財 団理事(現任) 2018年4月 (地独)大阪市博物館機構理事(現任) 2021年4月 レンゴー(株)取締役(現任) 2022年 新田次郎文学賞(4月) 舟橋聖一文学賞(11月) (受賞作『帆神 北前船を馳せた男・工楽松右衛門』) 2023年6月 (公財)阪急文化財団理事 名誉館長 (現任)	一株
<p>〈社外監査役候補者とした理由〉</p> <p>玉岡かおる氏は、作家として活動される一方、大学教授として教育の現場に立たれるとともに、数多くの公的機関の要職を歴任するなど、幅広い分野で活動されております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役の立場で、その高い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されますので、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

- (1) 玉岡かおる氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 当社は、玉岡かおる氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- (3) 当社は、玉岡かおる氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 玉岡かおる氏の戸籍上の氏名は釜谷かおるであります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます小野邦久氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

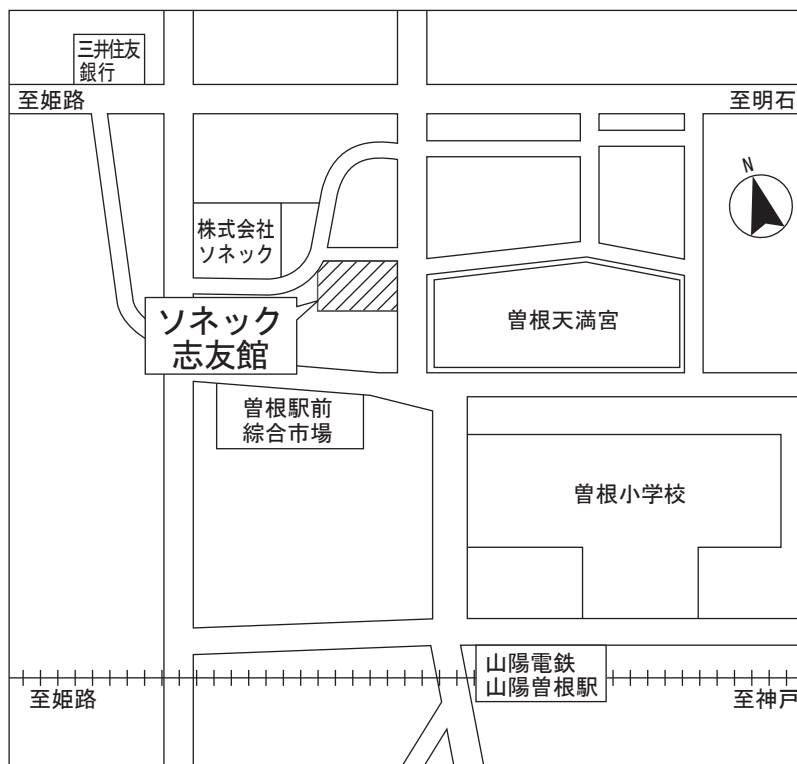
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏	名	略	歴
お 小	の 野	くに 邦	ひさ 久
		2016年6月	当社社外監査役就任 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 兵庫県高砂市曾根町2276番地
当社 志友館3階 ときめきホール
電話 079-447-1551
最寄駅 山陽電鉄・山陽曾根駅



◎駐車場の収容台数が少ないため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。